

地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を
行うための場の設置について

会議規則第168条第2項及び第3項の規定に基づき、地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を以下のように設ける。

- 1 名 称 議会改革検討委員会
- 2 目 的 議会改革に係る諸事項に関する協議を行うため
- 3 構 成 員 議会改革検討委員会の委員
- 4 招集権者 議会改革検討委員会の委員長
- 5 期 間 議会改革に係る諸事項に関する協議終了まで